橋脚の上に慎重に設置され さまで耐えられるクレ ばれた橋桁は、 工事が行われました。 トランスポー タ

恫桁の架設が完了

二日間、車道部の橋桁の架設9月25日(木)・26日(金)の 堤防部で二本に組み立てら レーラーで橋の近くまで運 4 0 0 いかの重 という ンで

ガード

ί

ルの

設

橋の姿が戻りました。 被災から約一年ぶりに十文字道部も設置され、昨年9月の 今後は、 さらに

◎街づくり推進課 84 0321

十文字類 任国 9月25日は、松田町側の橋桁 (33.7m、52t) を 26日は、開成町側の橋桁 (32.7m、54t) を架設

5 つ

のことを心がけまし

所や、

古い家電製品の劣化

電気回路 電気コー

火事から守るために、次の 機会も多くなります。

暖房などで火を使う

家を

険です。

消火器などで消し

焦点距離が合うと、

発火す

ることがあります。

器などは、窓際へ置かな

胆かない 光る容

ようにしまし

透明のガラス容器などで、 の中に光が差し込みます。

冬は太陽が低くなり、

家

収れん火災

ましょう。

意しましょう。

また、

慌て

て水をかけると、非常に危

がる場合がありますので注れたすきにナベから炎があ

は秋の火災予防週間です これからの時期は空気が乾

15日(土)

火の用心

の季節です

〜家庭で役立つ防災情報備えあれば憂いなし

No.6

成をめざします。 十文字橋復旧対策協議会 置、舗装工事を行い、 12 月 完

離

揚げ物などし バコンロ なが 5

③ 台 所

す。灰皿で完全に消すよう などした火事が時々起きま 吸がらをごみ箱に捨てる めましょう。にしましょう。 コは大変に危険なので また、 寝 タ

て紹介します に次の2つも特異な例とし の火事は防げます これらの注意だけで、

月7日(火)には歩

には、紙類など燃える勿まが放火です。家の周りなど 置かな 火事の原因で一番多 ①**放 火** 11 ようにしまし 61 \mathcal{O}

い部品は交換しましょう。ります。ねじれを直し、ト

部分から発火することがあ

レビや冷蔵庫などの

トラッキング現象

5暖房器具

とがあります。

熱されることで発火するこ

もやりない、場所した状態があります。また、暖房した状態があります。また、暖房した状態があります。また、暖房した状態があります。また、暖房した状態があります。 やめましょう。、暖房した状態での外出しょう。ま

ことができます。1 検をすれば、火事・ 外出の前に必ず-

火事をなくな

のす点

火災予防で、

皆さ

の生命 財

日ごろ

たいせつな家の

産を

が、 多く さら

危機管理担当参事

ましょう

広報かいせい 2008.11.1

◎環境防災課

小嶋 吉治

4

84

15

開成町の健全化判断比率及び資金不足比率

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方自治体が財政 の健全性を判断するための指標「健全化判断比率」と、公営企業会計ごとに経営状況を明らかにする指標「資 金不足比率」の議会への報告と住民への公表が、平成 19 年度決算から義務付けられました。法律に基づ き平成 19 年度決算における状況をお知らせします。 ⊕ 財務課 ☎84-0322

【健全化判断比率】

(単位:%)

(+1)			(十四・70)
	開成町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 ※1	_	15.0	20.0
連結実質赤字比率 ※2	_	20.0	40.0
実質公債費比率 ※3	15.4	25.0	35.0
将来負担比率 ※4	106.6	350.0	

備考) 実質赤字額または連結実質赤字額がない場合は「一」で表示

【資金不足比率】

(単位:%)

		(1 = /-
特別会計の名称	開成町の比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	_	20.0
水道事業会計	_	

(備考) 資金不足比率が算定されない場合は「一」で表示

比率の説明

※1 実質赤字比率

一般会計等(開成町の場合は、給食事業特別会計含む)の 実質的な赤字の標準財政規模に対する比率

※2 連結実質赤字比率

全会計を合算し全体としての実質的な赤字の標準財政 規模に対する比率

※3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金 の標準財政規模に対する比率

※4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政 規模に対する比率

基準の説明

健全化判断比率の各指標が早期健全化基準、財政再生 基準以上になった場合や資金不足率が経営健全化基準 以上になった場合は、町に対して次のような内容が義務 付けられ、行財政運営が制限されます。

早期健全化基準以上になると

財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の請求 が義務付けられます。

財政再生基準以上になると

財政再生計画の策定・公表が義務付けられ、計画に対す る国の同意手続が必要となり、地方債の発行も制限さ れます。

経営健全化基準以上になると

経営健全化計画を公営企業ごとに策定しなければなり ません。

広報かいせい 2008.11.1 14

~開成町の健全化状況~

平成19年度決算における各指標を算定したところ、すべての指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比 率、将来負担比率、資金不足比率)が、早期健全化基準および経営健全化基準を十分にクリアしています。平成20年度 以降も各指標の比率を維持しながら財政運営をしていきます。

ると、綿ぼこりがつき、加し込みプラグにすき間があテレビや冷蔵庫などの差